

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

不利益処分の内容		栃木市勤労青少年ホームの利用承認の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市勤労青少年ホーム条例第8条
処分基準	根拠条項	栃木市勤労青少年ホーム条例第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市勤労青少年ホーム条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用目的以外に青少年ホームを利用したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定に基づく処分により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	